

皆さんからの意見を募集します

① 選挙管理委員会事務局
② 建設課都市基盤係
☎ 23-9124
☎ 23-435



① 投票区の見直し

合併から10年間、旧市町単位での投票区を引き継いで選挙を行ってきました。投票区ごとの選挙人数の不均衡を解消することや、投票所施設のバリアフリー化の状況などを踏まえ、現在の102投票区から70投票区の見直しを行うものになります。

投票区の見直しを行うにあたり、皆さんの意見を募集します。詳細は、閲覧窓口か市ウェブサイトで確認してください。

● 閲覧期間・募集期間
2月19日(金)まで(郵送の場合当日消印有効)

■ 閲覧場所

● 選挙管理委員会事務局(市役所西庁舎3階)

● 市政情報センター(市役所東庁舎1階市政情報課内)

● 市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)

■ 応募資格

● 市ウェブサイトに掲載している18歳以上の市民

■ 応募様式

市ウェブサイトに掲載し

ている意見書提出用紙、任意の様式

※件名を「投票区見直し(案)への意見」としてください。

■ 応募方法

応募様式に意見、住所、氏名、電話番号など連絡先を記入し、選挙管理委員会事務局または各総合支所地域振興課へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出。

※匿名(無記名)や電話での意見は受け付けできません。

■ 応募先

選挙管理委員会事務局(市役所西庁舎3階)
〒989-1618 古川
七日町1-1

Eメール senkyo@city.osaki.miyagi.jp

② 都市再生整備計画の事後評価

都市再生整備計画(鹿島台駅周辺地区)に基づき、平成27年度完了を目標に整備を行っています。この事業の事後評価の原案に対する、皆さんの意見・提言を募集します。

■ 閲覧期間・募集期間

2月10日(水)～29日(月)(郵送の場合は当日消印有効)

■ 閲覧場所

● 建設課都市基盤係(市役所東庁舎4階)

● 市政情報センター(市役所東庁舎1階市政情報課内)

■ 応募資格

● 市ウェブサイトに掲載している人、事業所を

有する個人または法人

■ 応募様式

市ウェブサイトに掲載している意見書提出用紙、任意の様式

■ 応募方法

応募様式に、意見、住所、氏名または事業所名、電話番号などの連絡先を記入し、建設課都市基盤係(市役所東庁舎4階)へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出。

※匿名(無記名)や電話での意見は、受け付けできません。

■ 応募先

建設課都市基盤係(市役所東庁舎4階)
〒989-1618 古川
七日町1-1

Eメール kensetsu@city.osaki.miyagi.jp

9.11 豪雨 被災者支援情報

農業機械や施設などの復旧への支援

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

機械・施設などの復旧経費の一部を支援します。

□ 内容

農業用機械の再取得や修繕、農産物の生産に必要な施設等の再建・修繕にかかる費用への助成

□ 要件

被災証明を受けること、営農を継続することなど

□ 補助率 (市 1/10・国 3/10)

経費の4/10以内

□ 申込方法

2月10日(水)まで、農林振興課または各総合支所地域振興課に申し込んでください。

被災農家の経営再建に対する支援

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

経営再建を図るため、経費の一部を支援します。

□ 内容

① 水稲・大豆次期作付種子購入助成事業

おおむね3割以上被害を受けた米・大豆の販売農家などで、平成28年播種用種子購入に要した経費

② 野菜等生産供給確保対策事業

被害を受けた野菜に対し、代替野菜の導入、草勢維持回復(肥料導入など)に要した経費

※対象品目: 県園芸特産重点振興品目、農協共販品目

□ 補助率 (市 1/3・県 1/3)

経費の2/3以内

□ 申込方法

2月19日(金)まで、農林振興課または各総合支所地域振興課に申し込んでください。

被害農地などの復旧に対する支援

☎ 農林振興課農村整備係 ☎ 23-2318

農地などの復旧事業費の一部を補助します。

□ 内容

① 個別農家が建設業者などに委託して復旧した場合
委託経費の1割以内の額を補助(最大10万円)

② 農地保全活動組織の共同活動で復旧した場合
必要経費の3割以内の額を補助(最大30万円)

※農地保全活動組織とは、行政区、実行組合、生産組合、集落営農組織、多面的機能支払活動組織、中山間地域等直接支払集落協定組織などとなります。

□ 必要なもの

交付申請書、被災箇所位置図、収支予算書、見積書と内訳書、被災状況写真

※すでに復旧が完了した人や復旧を業者に依頼した人も補助対象となります。書類をそろえて、農林振興課または各総合支所地域振興課に相談してください。

□ 申請方法

2月29日(月)まで、農林振興課または各総合支所地域振興課に申請してください。

東日本大震災に係る生活再建支援金(基礎支援金)申請期限の再延長について

震災により住家に甚大な被害を受けた世帯主に対し、被害程度に応じて支給される基礎支援金について、家屋解体の状況や岩手県・福島県での延長を踏まえ、宮城県内の全市町村の申請期限が1年間延長となりました。

申請期限 平成29年4月10日まで

申請場所 社会福祉課または各総合支所市民福祉課

対象 次のいずれかの世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、解体した世帯、住宅の敷地に甚大な被害が生じ、住宅を解体した世帯
- ③ 災害による危険が続いて、住宅に居住できない状態が長期間継続している世帯(大崎市では該当なし)
- ④ 被災証明書により、大規模半壊と認定された世帯

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012

主な放射能測定結果

空間放射線量の測定結果

(単位: マイクロシーベルト/h)

☎ 防災安全課放射能対策室 ☎ 23-5144

測定日	測定場所	地表面から1m	地表面から0.5m
1月18日	市役所第2駐車場	0.06	0.06
	松山総合支所	0.05	0.06
	三本木総合支所	0.08	0.08
	鹿島台総合支所	0.05	0.05
	岩出山総合支所	0.07	0.07
	鳴子総合支所	0.05	0.05
	田尻総合支所	0.07	0.08